

## 令和8年度益田市自転車活用推進事業補助金 募集要項

### 1. 趣旨

この補助金は、第2次益田市自転車活用推進計画に掲げる施策を推進し、地域の活性化に寄与するため、民間団体等の実施する自転車活用推進に関する事業に対して支援するものです。

### 2. 募集事業の内容

令和7年3月に策定した第2次益田市自転車活用推進計画に基づく基本方針・施策のうち次の施策に該当する事業。ただし、補助金を活用して行う事業が市の他の補助金の対象となっておらず、また当該事業が市内を拠点に開催され、宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うものでないことに限る。

#### ①自転車に親しむ機会の創出

例) 自転車教室の開催、健康を目的としたサイクリイベント等

#### ②市民生活における自転車の安全な利用、安全利用教育の促進

例) 交通安全教室の実施等

### 3. 補助対象事業者

個人事業主又は法人その他の団体であって、次のいずれも満たす者。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- ②暴力団等と密接な関係を有する者又は団体でないこと。
- ③市税(法人以外の団体の場合は、当該団体の代表者の市税)の滞納がない者。
- ④公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められる者でないこと。
- ⑤国又は地方公共団体でない者。

### 4. 補助金額

#### (1)補助金額

下表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

補助対象経費の区分	営利団体等 (益田市サイクリストサポート企業を除く。)	非営利団体等及び益田市サイクリストサポート企業
備品購入費以外の経費 (委託料、謝金・費用弁償、材料費及び消耗品費、通信運搬費、使用料及び借上げ料、印刷製本費、広告費、その他事業に必要と認められる経費)	100分の85	100分の100 「益田市サイクリストサポート企業」 益田市サイクリストサポート企業登録制度実施要綱(平成29年益田市告示第212号)第2条に規定する益田市サイクリストサポート企業。

備品購入費 (性質及び形状を変えることなく比較的長期(2年以上)の使用又は保存に耐えるもので、1品の購入価格が1万円以上の物品)	100分の50	100分の50
---	---------	---------

※経常的な運営経費と食糧費は対象外です。

※汎用性の高い備品は対象外です。

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は対象外です。ただし、第6条に規定する補助事業者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合は、補助対象経費に当該額を含めることができます。

- (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条に規定する納税義務者とならない事業者
- (2) 免税事業者(消費税法の定めるところにより消費税を納める義務が免除される事業者をいう。)
- (3) 簡易課税事業者(消費税法第37条第1項の適用を受ける事業者をいう。)
- (4) 消費税法別表第3に掲げる法人

## (2)補助上限

補助対象経費 15万円

※参加料等収入が発生する場合は、事業費から収入を引いた額と補助上限を比較し、低い方の額が補助上限となります。

※補助対象経費のうち備品購入費については1件あたり3万円が上限となります。

例) 1件7万円の備品を2個購入する場合

$$70,000 \text{ 円} \times 50/100 \text{ (補助率)} = 35,000 \text{ 円}$$

⇒ 上限3万円を超えるため、3万円が補助上限

$$30,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 個} = 60,000 \text{ 円を補助申請できます。}$$

## 5. 事業実施期間

補助金交付決定日から令和9年3月31日まで

※交付決定日以前に発生した経費については補助対象外です。

## 6. スケジュール

募集期間：令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

審査：申請受付後随時審査を行います。

※予算に達し次第受付を終了します。

## 7. 応募方法

当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を益田市産業経済部観光交流課まで提出してください。(様式を含む補助金交付要綱は、ホームページに掲載します。)

8. その他

- ・申請のあった事業については、必要に応じて個別にヒアリングや追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・採択事業については、ホームページ等で広く公表する場合があります。

9. お問い合わせ先

益田市産業経済部観光交流課

TEL：0856-31-0331 FAX：0856-23-4655

Mail：kouryu@city.masuda.lg.jp